

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和4年12月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20221212	有限会社 十枝内運輸 (法人番号 4420002018523) 代表者十枝内伸一郎	青森県上北郡 七戸町字森ヶ沢 309番地の2	本社営業所	青森県上北郡七戸町字 森ヶ沢309-2	文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第4項	令和4年12月7日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、2件の違反が認められた。(1)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第9条)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	0	0
20221213	有限会社 栄運送 (法人番号 3400002007058) 代表者高間館美恵子	岩手県紫波郡 紫波町平沢字 長尾沢88番地5	本社営業所	岩手県紫波郡紫波町平 沢字長尾沢88番地5	輸送施設の使用停止(50日車)及び文書警告	法第17条第4項、法第18条第1項	令和4年7月1日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、5件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)、(2)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(3)運行指示書の作成義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(5)運行管理補助者の要件違反(安全規則第18条第3項)	5	5

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。